

燕市地域防災計画[原子力災害対策編](修正素案)への意見及び対応

| No | 編 | 章 | 節 | 意見 | 意見理由 | 対応 |
|----|----------|--------|---------|--|---|---|
| 1 | 原子力災害対策編 | 2 3 | 12 5 | 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策は、原子力災害以外の災害においても対応が求められるものかと思われませんが、「風水害等対策編」「震災対策編」も同様の変更を予定されていますでしょうか。 | | ご意見のとおり、風水害や震災時等においても、避難所などにおける感染症対策は重要であると認識しております。 令和4年度中の修正完了に向け、感染症対策やその他の施策等について、新潟県地域防災計画などと整合を図りながら、現在修正作業を行っております。 |
| 2 | 原子力災害対策編 | 1 | 6 | 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱の表中項目14の「救急及び救助活動の実施に関すること。」の連絡窓口を、健康づくり課から消防本部に変更。 | 次項目15の「防護対策を講ずるべき区域の消火活動に関すること。」の連絡窓口が消防本部であり、項目14も同様と思われるため。 | ご意見のとおり修正いたします。 |
| 3 | 原子力災害対策編 | 3 | 3 | 燕・弥彦総合事務組合の管理者である市長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、速やかに「新潟県広域消防相互応援協定」に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請を行う。とあるが、協定書では下線部分が、協定市町村等の長又は消防長に対して行うものとする。ただし、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて応援要請を行うことができるものとする。となっている。 | 新潟県広域消防相互応援協定書第4条と相違があるため。 | 新潟県広域消防相互応援協定書（H13年3月19日締結）は、当時の新潟市、長岡市など12市町、上越地域消防事務組合など19組合と締結したものであり、その内容との整合性を図ることが適切であるため、ご意見を踏まえて修正いたします。 |
| 4 | 原子力災害対策編 | 3 | 3 | 燕・弥彦総合事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は、必要があると判断した場合は、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請する。とあるが、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱によると、被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとする。とあるので、要請については市長が行うものである。 | 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第2章第4条と相違があるため。 | 緊急消防援助隊の出動要請に関しては、国が定める「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の内容との整合性を図ることが適切であるため、ご意見を踏まえて修正いたします。 |

原子力災害に備えた燕市避難計画(修正素案)への意見及び対応

| No | 章 | 意見 | 意見理由 | 対応 |
|----|---|---|------|----|
| 1 | | <div data-bbox="344 314 1075 440" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">ご意見などはありませんでした。</div> | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |